

不要なお皿の買い取りのはずが、大切な貴金属も強引に買い取られた!! 訪問購入のトラブルが増えています!!

事例 1

突然自宅に電話があり、「皿1枚だけでもいいので」と食い下がられしかたなく訪問を承諾した。「鑑定してあげるから」などと言われ、売るつもりのない貴金属まで買い取られてしまった。(70歳代 女性)



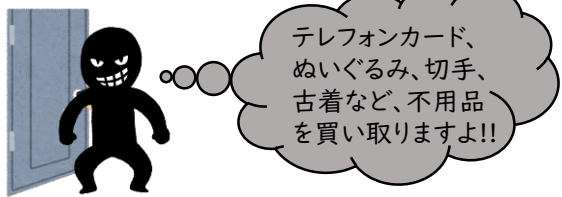
事例 2

「不用品を買い取る」という電話だったのに、長時間居座られ、根負けして貴金属数点を約1万円で売ってしまった。冷静に考えると1万円は安い。取り戻したい。(60歳代 女性)



ここが問題!! 訪問購入のトラブル!!

- ✔ 「なんでもいいから不用品はないか」「被災地支援に協力してほしい」など、あの手この手で心理的ハードルを下げて来訪の承諾を得ようとする手口が見られます。
- ✔ 売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる事例が目立ちます!!



トラブルに遭わないためのポイント!!

- ✔ 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断る!!
- ✔ クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。クーリング・オフ期間内は物品を渡さない!!



国民生活センター 2023年9月27日 発表情報 より



困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら
消費者ホットライン ☎188まで



奈良県消費生活センター

〒630-8122
奈良市三条本町8-1
シルキア奈良2F
☎0742-36-0931



消費者
ホットライン
☎188

全国共通のナビダイヤル

奈良県消費生活センター
中南和相談所

〒635-0085
大和高田市片塩町12-5
大和高田市市民交流センター3F
☎0745-22-0931

棺内のドライアイスによる二酸化炭素中毒に注意!!

葬儀の際、ご遺体の保冷目的で棺(ひつぎ)内に置かれていたドライアイスによる二酸化炭素中毒が疑われる死亡事故の情報が消費者庁に寄せられています!!

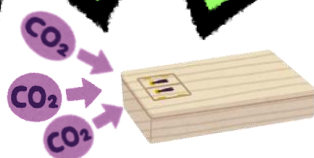
葬儀場において、ドライアイスを敷き詰めた棺桶の小窓を開けたそばで、意識不明の状態で見送られ、搬送先の病院で死亡した。

葬儀場、または自宅において、ドライアイスで敷き詰めた棺桶に顔を入れた状態で発見され、搬送先の病院で死亡が確認された。



要点

閉鎖空間である棺内では、ドライアイスの設置直後から二酸化炭素濃度が急激に上昇し、20分後には即時に意識を失うほどの濃度になり、蓋を全開にした場合でも、気流の動きが少ない状況では、棺内部に高濃度の二酸化炭素がたまっていきます。



- ◎ ご遺体に話しかける等の際は、棺の中に顔を入れて高濃度の二酸化炭素を吸い込まないようにする。
- ◎ 室内に二酸化炭素が滞留しないよう、十分な換気を行う。
- ◎ 寝ずの番(線香番)を行う際は、万が一の場合に備え、一人にならず、なるべく複数人で見守る。
- ◎ 棺に顔を近づけて気分が悪くなったら、すぐに棺から離れて換気の良い場所に移動する。異常があれば、直ちに119番通報する。
- ◎ 棺の窓や蓋の開閉等、棺を取り扱う上で不明なことがあれば、葬儀社に確認する。

消費者カクイズ

Q1 次の商品のうち、特定商取引法の訪問購入の対象ではない商品はどれでしょうか?

- A: 食器
- B: 本・CD・DVD・ゲームソフト類
- C: 衣類

Q2 訪問購入のクーリング・オフ制度について、正しいものを選びましょう。

- A: 商品を渡し、金銭を受け取ったらクーリング・オフはできない。
- B: 契約書面を受け取ってから8日以内であれば、業者に電話連絡すればクーリング・オフができる。
- C: 契約書面を受け取ってから8日以内であれば、書面もしくは電磁的方法(メールやFAXなど)によりクーリング・オフができる。

Q3 訪問購入の勧誘方法で禁止されていないものはどれでしょうか?

- A: 勧誘のために電話をかけること。
- B: 事業者の飛び込み勧誘(いきなり自宅等に訪問して勧誘する方法)
- C: 電話で着物の買取と見積もりを依頼したのに、訪問時に貴金属の買取を勧誘された。



消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。



就活セミナーの解約トラブル



【相談事例】

大学3年就職活動中、ネット広告の就活セミナーを見つけた。SNS登録後無料セミナーを受け、説明会に誘われネット予約をするとWEB会議用URLが送られてきた。説明会で、費用が56万円程度と言われ、戸惑っていたら「必ず志望する大企業に入社できる。支払いは、ローンを組めばいい」と説得された。頭金2万円を支払い、信販会社とローン契約を結んだ。支払い計画表は、期間4年総額89万円ほどになっていた。解約したいとセミナー側に伝えたが、「既に初回の講義が始まっており、規約通り全額の支払いをしてほしい」と言われた。未受講分まで支払いをしなければいけないか？
(20歳代女性)



【回答】

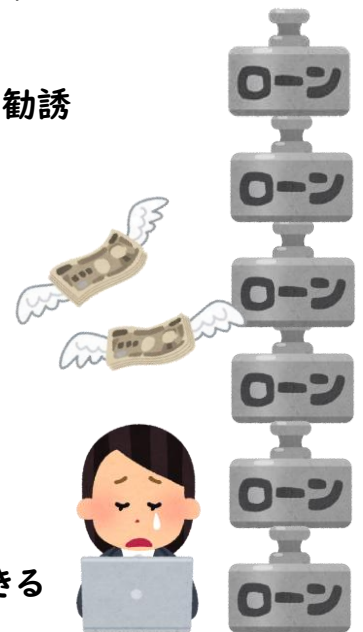
今回の就活セミナーは、電話をかけてサービスなどの勧誘をする電話勧誘販売に当たると判断しました。渡されている契約書面には不備があったので、今もってクーリング・オフ(記載不備のない契約書面を受領後8日間は無条件解除できる制度)できる、と就活セミナーに主張し、結果解約できることになり、後日頭金2万円も返金されました。



トラブルに遭わないためのアドバイス!!



- 無料カウンセリングのつもりでWEB会議に参加しても、いきなり高額な契約の勧誘を受けることがあるため注意する!!
- SNSで知り合った人からの一見親切な誘いは、高額な契約の勧誘が目的の恐れがあるため注意する!!
- 断定的な説明や就活生の不安をあおる言葉に注意する!!
- 安易にクレジットの高額決済や借金をしないようにする!!
- 断定的な説明や就活生の不安をあおる言葉に注意する!!
- 契約をしてしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります!!消費生活センターにご相談ください。



奈良新聞「消費者の目」(2023年10月3日)掲載



☎188

不安に思った場合、トラブルになった場合には、早めに消費生活センターに相談してください!!

スマートフォン・タブレットなどインターネットを安全に利用するために トラブル対策講座 ③電波有効利用の基礎知識



覚えておきたいスマホに関わる用語とは？

曖昧なまま使うのはトラブルの原因。用語を再確認しておきましょう!!



「あ、この用語、聞いたことがある！」と気づけば判断ミスも減り、
トラブル未然防止につながります。

総務省「トラブル対策ブック アクティブシニア対象」より



消費者カクイズの答えと解説



Q1 解答:B

原則としてすべての物品が規制対象とされていますが、消費者の利益を損なうおそれのない物品や規制すると流通が害されるおそれがあるとみなされる物品は訪問購入の適用対象から除外されています。Bの本、CD・DVD・ゲームソフト類等のほかに自動車(二輪除く)、家具、家電(冷蔵庫、洗濯機など)、有価証券も規制対象外です。

Q2 解答:C

訪問購入は契約書面を受け取ってから8日以内であれば、書面もしくは電磁的方法によりクーリング・オフができます。また消費者は事業者に対し、クーリング・オフ期間内は物品の引き渡しを拒むことができます。

Q3 解答:A

事業者が消費者から電話で同意した物品以外に、同意していない商品の買取を勧誘することは禁止されています。
電話による勧誘は禁止されていませんが、断ったのにしつこく電話を架ける等の勧誘は禁止されています。

発行:奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

Tel 0742-32-0621/Fax0742-32-2686

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syohuseikatsucenter/>

ならこじかつうしん 11月号(2023年10月25日発行)



奈良県消費生活センター
マスコット しゅかりくん



ホームページ